

介護保険のお知らせ

問合せ先 高齢介護課介護保険グループ

8月から 特定入所者介護サービス費の基準が一部変わります

施設サービス利用の際の「食費」と「居住費」は全額利用者の負担です。所得の少ない方の施設利用が困難にならないよう、所得などに応じた負担限度額を設け、一定額以上は保険給付されます。

- 第1段階の方は変更ありません
- 年金収入等は、公的年金等収入（非課税年金を含む）とその他の合計所得を合わせた金額です
- ▶**預貯金などの要件を変更** 世帯全員が市民税非課税であること（世帯分離している配偶者も含む）が必要。

変更になる対象者	令和3年7月まで	令和3年8月から
年金収入等 80万円以下（第2段階）	単身：1,000万円 夫婦：2,000万円	単身：650万円、夫婦：1,650万円
年金収入等 80万円超 120万円以下（第3段階①）		単身：550万円、夫婦：1,550万円
年金収入等 120万円超（第3段階②）		単身：500万円、夫婦：1,500万円

▶食費の負担限度額を変更

変更になる対象者	施設入所者		ショートステイ利用者	
	令和3年7月まで	令和3年8月から	令和3年7月まで	令和3年8月から
年金収入等 80万円以下（第2段階）	390円	390円	390円	600円
年金収入等 80万円超 120万円以下（第3段階①）	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等 120万円超（第3段階②）	650円	1,360円	650円	1,300円

8月から 高齢介護サービス費の負担上限額が一部変わります

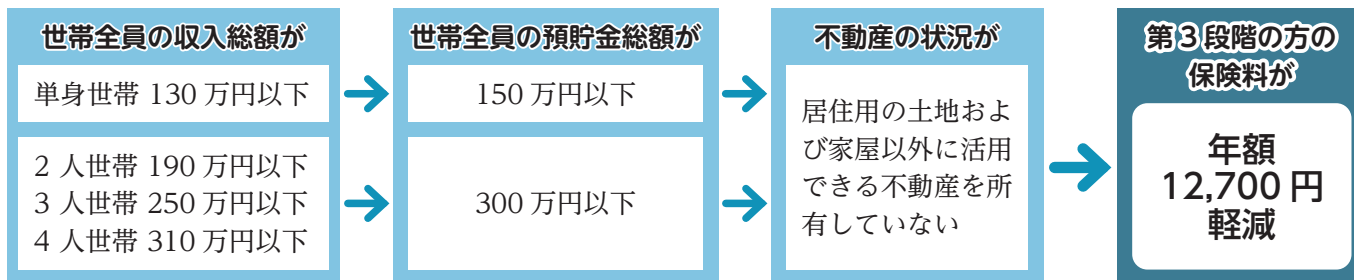
1カ月に利用した介護サービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯の合計額）には、所得に応じ上限が設定されています。上限額を超えたときは、申請により超えた分が支給されます。

- 現役並み所得者の区分が細分化されます。これ以外の方は変更ありません

変更になる対象者		令和3年7月まで	令和3年8月から
現役並み所得者に相当する方がいる世帯で	課税所得 690万円以上 （年収約 1,160万円以上）	44,400円	140,100円
	課税所得 380万円以上 690万円未満 （年収約 770万円以上約 1,160万円未満）		93,000円
	課税所得 145万円以上 380万円未満 （年収約 383万円以上約 770万円未満）		44,400円

介護保険料軽減の対象に該当しませんか？

令和3年度の介護保険料が第3段階で次に該当する方は、申請により保険料が軽減されます。また、市民税未申告の方も、申告により介護保険料が軽減される場合があります。



申請に必要なもの

- 令和2年中(1月から12月)の世帯全員の収入が分かるもの(源泉徴収票、確定申告書などの写し)
- 世帯全員のすべての預貯金通帳の写し
- 令和3年度介護保険料納入(納付)通知書

申請先

高齢介護課、北村・栗沢両支所
※申請した月の翌月に、軽減の決定内容や非該当のお知らせをします。